

26消安第2834号
平成26年9月1日

各都道府県知事
各地方農政局長
独立行政法人
農林水産消費安全技術センター 理事長
関係団体

宛

農林水産省消費・安全局長

「肥料取締法に基づく告示の一部改正に伴う措置等について」（昭和60年1月21日付け60農蚕第54号農林水産省農蚕園芸局長通知）の一部改正について

牛由来の原料を原料とする肉かす等については、牛海綿状脳症（BSE）の発生に伴い、「肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成13年10月1日付け13生畜第3388号生産局長・水産庁長官通知）により、飼料及び肥料に係る肉骨粉等の製造及び工場からの出荷の一時停止措置を要請しているところです。

飼料規制の徹底により現在はBSEの発生リスクが大きく低減していることを踏まえ、牛由来の原料を原料とする肉骨粉については、本年1月に肥料の製造・出荷の一時停止の要請を解除したところですが、今般、牛由来の原料を原料として生産される肉かす等の肉骨粉以外の肥料についても、利用の再開を行うこととし、肥料取締法施行規則の一部を改正する省令（平成26年農林水産省令第47号）及び平成26年9月1日農林水産省告示第1145号（肥料取締法施行規則第1条第1号ホの規定に基づき、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛由来の原料を原料として生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置を行う方法を定める件）等を本年9月1日に公布し、10月1日に施行することとしました。

このうち、牛由来の原料を原料として生産された特殊肥料（堆肥を除く。）に関する表示事項について、「肥料取締法に基づく告示の一部改正に伴う措置等について」（昭和60年1月21日付け60農蚕第54号農林水産省農蚕園芸局長通知）を別紙のとおり一部を改正して定めることにしたので、関係機関に対し周知徹底を図りたい。

なお、本通知は平成26年10月1日から施行する。ただし、この通知の施行の日前に生産され、又は輸入された牛由来の原料を原料として生産された特殊肥料（堆肥を除く。）については、当該特殊肥料の生産業者又は輸入業者は、この通知の施行の日前においても、この通知による改正後の「肥料取締法に基づく告示の一部改正に伴う措置等について」（昭和60年1月21日付け60農蚕第54号農林水産省農蚕園芸局長通知）の（別記様式）（イ）の備考5～8までの規定（（ロ）において準用する場合を含む。）の例により、当該肥料の表示事項を表示することができる。